

千葉県資源回収団体への用具等の貸与及び譲渡に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市の資源回収活動の促進を図るため、財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例（昭和39年千葉県条例第11号）に基づき、資源回収に必要な用具等（以下「用具等」という。）の貸与又は譲渡に関し必要な事項を定めるものとする。

(貸与の要件)

第2条 用具等の貸与の対象は、千葉県資源回収促進奨励補助金交付要綱（平成2年7月1日施行。以下「促進奨励補助金要綱」という。）第5条第1項の届出により市に登録した資源回収登録団体であって、次の各号のいずれにも該当しなければならない。

- (1) 5年以上継続して資源回収活動を行う見込みがあること。
- (2) 用具等の設置場所又は保管場所（道路、河川敷及び公園等の公共用地を除く。）が確保されていること。
- (3) 用具等の維持管理ができること。

(貸与する用具等)

第3条 貸与する用具等の種類、数量、期間及び申請範囲は別表1のとおりとする。

(貸与料)

第4条 用具等の貸与料は、無償とする。

(団体への通知)

第5条 市長は、用具等の貸与の募集に関し、必要に応じて、団体に通知するものとする。

(貸与の申請)

第6条 用具等の貸与を希望する団体は、指定した期日までに、用具等貸与申請書（様式第1号）により市長に申請しなければならない。

- 2 千葉県資源回収活動優秀団体表彰実施要綱第5条により決定された被表彰団体（以下「被表彰団体」という。）が用具等の貸与を希望する場合は、指定した期日までに副賞用用具等貸与申請書（様式第2号）により市長に申請しなければならない。

(貸与の決定)

第7条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは用具等貸与決定通知書（様式第3号）により、不適当と認めたときは用具等不貸与決定通知書（様式第4号）により団体に通知するものとする。

- 2 用具等の貸与を希望する団体が用具等の数を超えた場合は、抽選により決定するものとする。
- 3 被表彰団体が希望する場合は、優先的に貸与できるものとする。

(貸与の手続)

第8条 用具等の貸与を受けた団体は、用具等受領書（様式第5号）を市長に提出するものとする。

2 保管庫の貸与の決定を受けた団体は、用具等受領書と併せて土地使用承諾書（様式第6号）又は設置場所の土地使用許可が確認できる書類を提出しなければならない。

(遵守事項)

第9条 用具等の貸与を受けた団体は、次の各号を遵守しなければならない。

- (1) 善良な管理者の注意をもって用具等を維持管理すること。
- (2) 用具等は、資源回収事業以外の目的に使用しないこと。
- (3) 用具等を転貸しないこと。
- (4) 用具等の維持補修等が生じた場合は、その費用を負担すること。
- (5) その他用具等の使用に当たっては、市の指示に従うこと。

(損害賠償)

第10条 団体は、用具等を使用するに当たり、前条の遵守事項を怠り、又は団体の責めに帰すべき事由によって、用具等の全部又は一部を滅失し、又はき損したときは、自己の責任において速やかに原形に復するか、又はその損害を賠償しなければならない。

(実績報告)

第11条 用具等の貸与を受けた団体は、資源回収実績を報告しなければならない。ただし、促進奨励補助金要綱の規定により資源回収促進奨励補助金交付申請書又は戸別回収実績報告書を提出した場合を除く。

(貸与の取消し)

第12条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、団体への催告その他何らの手続を要することなく、用具等の貸与を取り消すことができる。

- (1) 第2条各号に定める貸与の要件のいずれかに適合しなくなったとき。
- (2) 第9条各号に定める遵守事項のいずれかに違反したとき。
- (3) その他市長が用具等を貸与する必要がないと認めたとき。

2 市長は、前項により用具等の貸与を取り消した場合は、用具等貸与取消決定書（様式第7号）により当該団体に通知するものとする。

(変更事項等の届出)

第13条 用具等の貸与を受けている団体が、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに市長に届け出なければならない。

- (1) 貸与期間中に用具等を返還するときは、用具等返還届（様式第8号）により届出を行うものとする。
- (2) 代表者を変更するときは、資源回収登録団体代表者の変更の届出を行うものとする。ただし、促進奨励補助金要綱第5条第3項の資源回収登録団体登録変更・抹消届出書又は同要綱第12条の規定により準用する同要綱第5条第3項の戸別回収登録団体登録変更・抹消届出書を提出した団体を除く。

- (3) 貸与を受けた用具等の全部又は一部を滅失し、又はき損したときは、用具等滅失・き損届出書（様式第9号）により届出を行うものとする。

（用具等の返還）

第14条 用具等の貸与を受けている団体が、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに市長が指示する場所に用具等を返還しなければならない。

- (1) 貸与期間が満了したとき。
- (2) 第12条第2項の通知を受けたとき。
- (3) 前条第1号の届出を行ったとき。
- (4) その他市長が必要と認めたとき。

（用具等の譲渡）

第15条 用具等の貸与を受けている団体は、資源回収活動を継続して実施しようとする場合に限り、貸与期間を経過した用具等の無償譲渡を市長に申請することができる。

- 2 前項の規定により用具等の譲渡を受けようとする団体は、用具等無償譲渡申込書（様式第10号）により市長に申請するものとする。
- 3 用具等の譲渡を受けた団体は、用具等無償譲渡受領書（様式第11号）を市長に提出するものとする。
- 4 資源物保護ネット及び案内看板は、前2項の手続を省略するものとする。

（譲渡された団体の遵守事項）

第16条 用具等の譲渡を受けた団体は、第9条の遵守事項のほか、次の各号を遵守しなければならない。

- (1) 用具等を他に譲渡し、及び売却しないこと。
- (2) 用具等が不要になったときは、責任をもって処分すること。
- (3) 用具等がき損等によりその使用に耐えなくなったときは、責任を持って処分すること。
- (4) 管理内容又は利用状況について市長から報告を求められたときは、その求めに応じること。

（譲渡の取消し）

第17条 市長は、用具等の譲渡を受けた団体が、前条各号の規定のいずれかに違反したと認めるときは、当該譲渡を取り消し、又は当該団体に以後の譲渡を行わないことができる。

（現況調査）

第18条 市長は、この要綱の施行に必要な限度において、用具等の設置及び保管の場所へ立ち入り、現況調査を行うことができる。

（その他）

第19条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に環境局長が定める。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年8月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 促進奨励補助金要綱第2条第6号に定める戸別回収登録団体に令和4年3月31日時点で貸与している用具の取扱いについては、第9条から第18条までの規定を準用する。
- 3 この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前の様式により調製された用紙は、当分の間、必要な箇所を修正して使用することができる。

別表 1

種類	数量	期間	申請範囲
保管庫	1団体当たり1台 (用具等に残余が生じた場合は2台)	5年	年に1種類とし、現に貸与されているものと同じ種類のものは申請できない。 (ただし、用具等に残余が生じた場合はこの限りでない。)また、保管庫及びリヤカーは、千葉市資源回収活動優秀団体表彰の副賞として申請することができない。
リヤカー			
台車			
資源物保護ネット (回収した資源物を散逸されないように保護するためのネットをいう。)	—	1年	
案内看板 (資源物の品目、回収日等を案内するための看板をいう。)			

登録番号				-				
------	--	--	--	---	--	--	--	--

副 賞 用 用 具 等 貸 与 申 請 書	
年 月 日	
<p>(あて先) 千葉市長</p> <p style="text-align: right;">団体名 _____</p> <p style="text-align: right;">住 所 _____</p> <p style="text-align: right;">代表者氏名 _____ (※)</p> <p style="text-align: center; font-size: small;">※代表者本人が手書きしない場合は記名押印してください。</p> <p style="text-align: right;">電 話 _____</p> <p style="text-align: center; margin-top: 20px;">用具等の貸与要件を了承のうえ、千葉市資源回収団体への用具等の貸与及び譲渡に関する要綱第6条第2項の規定により、次のとおり申請します。</p>	
申請する用具 (○をつける)	台 車
	資源物保護ネット (必要枚数: 枚)
	案内看板 (必要枚数: 枚)
	防鳥ネット (必要枚数: 枚)
用具等の 納入場所	千葉市 区

用具等貸与決定通知書

住 所

団体名

氏 名

様

年 月 日付申請のありました用具等の貸与について、下記のとおり貸与を決定したので、千葉市資源回収団体への用具等の貸与及び譲渡に関する要綱第7条第1項の規定により通知します。

年 月 日

千葉市長

記

1 貸与品目

2 設置場所

3 貸与期間

4 貸与要件等

用 具 等 不 貸 与 決 定 通 知 書

住 所

団体名

氏 名

様

年 月 日付け申請のありました用具等の貸与について、下記の理由により貸与しないこととしたので、千葉市資源回収団体への用具等の貸与及び譲渡に関する要綱第7条第1項の規定により通知します。

年 月 日

千葉市長

記

貸与しない理由

登録番号					-				
------	--	--	--	--	---	--	--	--	--

用具等受領書

年 月 日

(あて先) 千葉市長

団体名 _____

住 所 _____

代表者氏名 _____ (※)

※代表者本人が手書きしない場合は記名押印してください。

電 話 _____

千葉市資源回収団体への用具等の貸与及び譲渡に関する要綱に基づき、 _____ を受領しました。

なお、利用にあたっては、下記の遵守事項及び規定を守ります。

記

要綱第9条の遵守事項

- ・ 善良な管理者の注意をもって用具等を維持管理すること。
- ・ 用具等は、資源回収事業以外の目的には使用しないこと。
- ・ 用具等を転貸しないこと。
- ・ 用具等の維持補修等が生じた場合は、その費用を負担すること。
- ・ その他用具等の使用にあたって、千葉市からの指示に従うこと。

要綱第10条の損害賠償等の規定

- ・ 貸与を受けた用具等を使用するにあたり、第9条の遵守事項を怠り、又はその貸与を受けた団体の責めに帰すべき事由によって、用具等の全部又は一部を滅失し、又はき損したときは、貸与を受けた団体は、自己の責任において速やかに原形に復するか、又はその損害を賠償しなければならない。

用具等貸与取消決定書

住 所

団体名

氏 名

様

年 月 日付け千葉市指令環資第 号で決定した用具等の貸与について、下記の理由により取り消したので、千葉市資源回収団体への用具等の貸与及び譲渡に関する要綱第12条第2項の規定により通知します。

年 月 日

千葉市長

記

1 貸与品目

2 取消しの理由

登録番号				-			
------	--	--	--	---	--	--	--

用 具 等 返 還 届							
年 月 日							
<p>(あて先) 千葉市長</p> <p style="text-align: right;">団体名 _____</p> <p style="text-align: right;">住 所 _____</p> <p style="text-align: right;">代表者氏名 _____ (※)</p> <p style="text-align: right;">※代表者本人が手書きしない場合は記名押印してください。</p> <p style="text-align: right;">電 話 _____</p> <p style="text-align: center; margin-top: 20px;">貸与を受けている用具等について返還しますので、千葉市資源回収団体への用具等の貸与及び譲渡に関する要綱第 1 3 条の規定により、次のとおり届け出ます。</p>							
<p>貸与品目 (変換する品 目名を○で 囲む)</p>	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 33%; text-align: center;">保管庫</td> <td style="width: 33%; text-align: center;">リヤカー</td> <td style="width: 33%; text-align: center;">台車</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">資源物保護ネット</td> <td style="text-align: center;">案内看板</td> <td></td> </tr> </table>	保管庫	リヤカー	台車	資源物保護ネット	案内看板	
保管庫	リヤカー	台車					
資源物保護ネット	案内看板						
<p>返還する理由</p>	Empty space for return reason						

登録番号				-			
------	--	--	--	---	--	--	--

用 具 等 滅 失 ・ き 損 届 出 書	
年 月 日	
(あて先) 千葉市長	
団体名 _____ 住 所 _____ 氏 名 _____ (※) <small>※代表者本人が手書きしない場合は記名押印してください。</small> 電 話 _____	
<p>貸与を受けている用具等の滅失・き損について、千葉市資源回収団体への用具等の貸与及び譲渡に関する要綱第13条の規定により、次のとおり届け出ます。</p>	
貸与品目	保管庫 リヤカー 台 車 資源物保護ネット 案内看板
滅失・き損の状況	

登録番号				-			
------	--	--	--	---	--	--	--

用 具 等 無 償 譲 渡 申 込 書	
年 月 日	
(あて先) 千葉市長	
団体名 _____	
住 所 _____	
代表者氏名 _____ (※)	
※代表者本人が手書きしない場合は記名押印してください。	
電 話 _____	
<p>用具等の無償譲渡要件を了承のうえ、千葉市資源回収団体への用具等の貸与及び譲渡に関する要綱第15条第2項の規定により、次のとおり申し込みます。</p>	
譲渡を 申し込む用具 (○で囲む)	保管庫 リヤカー 台 車
	※保管庫の譲渡を申し込む団体は、設置場所を記入してください。
保管庫の 設置場所	千葉市 区
備 考	

登録番号				-			
------	--	--	--	---	--	--	--

用 具 等 無 償 譲 渡 受 領 書

年 月 日

(あて先) 千葉市長

団体名 _____

住 所 _____

代表者氏名 _____ (※)
※代表者本人が手書きしない場合は記名押印してください。

電 話 _____

千葉市資源回収団体への用具等の貸与及び譲渡に関する要綱第 1 5 条第 3 項の規定に基づき、 _____ を受領しました。

なお、利用に当たっては、下記の事項を守ります。

記

千葉市資源回収団体への用具等の貸与及び譲渡に関する要綱第 1 6 条の譲渡された場合の遵守事項

- ・ 要綱第 9 条の遵守事項
- ・ 要綱第 1 0 条の損害賠償等の規定
- ・ 用具等を他に譲渡及び売却しないこと。
- ・ 用具等が不要になったときは、譲渡を受けた団体が責任をもって処分すること。
- ・ 譲渡を受けた団体が管理内容又は利用状況について環境局長から報告を求められたときには、その求めに応じること。